# 改正要旨

# 〇用地調査等業務共通仕様書

- ①地盤変動影響調査算定要領(案)の制定に伴う国土交通省の用地調査 等共通仕様書の改正を参考とし、関係条文の記述を改正した。
- ②第14章以下が章ずれ
- ③第135条以下が条ずれ
  - 第14章 地盤変動影響調査等
    - ・第14章に地盤変動影響調査等を追加(第135条~第144条)
  - 第14章以下の章ずれを修正
  - 第135条以下の条ずれを修正
  - 第15章
    - 第145条の文言を修正
    - ・第145条第1項第六号の条文追加

# 第19章

- ・第182条に地盤変動影響調査等を追加
- 5. 別記4 成果品一覧表に地盤変動影響調査等を追加
- 17. 別記13 地盤変動影響調査算定要領(案)を追加

# 〇工損調査業務共通仕様書

①用地調査等業務共通仕様書の改正に伴い本仕様書は廃止する。

改 正 案

現 行

# 用地調查等共通仕様書

# 用地調查等共通仕様書

#### 第1条~第134条省略

# 第14章 地盤変動影響調查等

# 第1節 調査

### (地盤変動影響調査)

第 135 条 地盤変動影響調査とは、島根県が施行する公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物(以下この章において「建物等」という。)に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査(以下「事前調査」という。)並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査(以下「事後調査」という。)をいう。

#### (調査)

- 第 136 条 地盤変動影響調査は、別記13の地盤変動影響調査算定要領(案)により行うもの とする。
- 2 前項により難い場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

# (費用負担の要否の検討)

- 第 137条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び 事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係 る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又 は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行 うものとする。
- 2 前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。

# 第2節 算定

#### (費用負担額の算定)

- 第 138 条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、別記13の地盤変動影響調査算定要 領(案)により行うものとする。
- 2 前項により難い場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

# 第3節 費用負担の説明

#### (費用負担の説明)

第139条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた 建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいう。

第1条~第134条省略

### (概況ヒアリング等)

- 第 140条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発 生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利 者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。
- 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説 明を行うことについての協力を依頼するものとする。
- [注]前二節と併せて発注する場合は、「第140条削除」とする。

# (説明資料の作成等)

- 第 141 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリン グ等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したとき は、その内容等について監督職員と協議するものとする。
- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成
- 「注〕前二節と併せて発注する場合は、下線部分を削除する。

### (権利者に対する説明)

- 第142条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。
- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について 了解を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が 得られるよう十分な説明を行うものとする。

# (記録簿の作成)

第143条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利 者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第21号)に記載するものとする。

#### (説明後の措置)

- 第144条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督 職員に報告するものとする。
- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られ たと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意 見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨 を報告し、指示を受けるものとする。

# 第15章 写真台帳の作成

#### (写真台帳の作成)

第 145 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章<mark>及び第 14 章</mark>に定める調査等と併せて、 ▼第 135 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章及び第 10 章に定める調査等と併せて、次の各号

# 第14章 写直台帳の作成

#### (写真台帳の作成)

次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとす |

- 一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるもの一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるもの とする。
- 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要 が容易にわかるものとする。
- 三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第 90 条第 3 号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
- 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状 況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
- 五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前 各号に準じて行うものとする。

# 六 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領(案)によ り行うものとする。

- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、 するとともに、撮影の位置及び方向並びに写直番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要 と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

# 第16章 土地調書及び物件調書の作成等

(十地調書等の作成)

調書(様式第22号)及び物件調書(様式第23号)を作成するものとする。

(以下、章及び条ずれを修正)

# 第1**7**章 検 証

# (検 証)

- に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。 他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。
- 2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものと 2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものと する。

# 第18章 その他

(提出書類等)

に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- とする。
- 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要 な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物 な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物 が 容易にわかるものとする。
  - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第90条第3 号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
  - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状 況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - 五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前 各号に準じて行うものとする。
  - するとともに、 撮影の位置及び方向並びに写直番号を記入するものとする。
  - と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

# 第15章 土地調書及び物件調書の作成等

(十地調書等の作成)

第 146条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果品により、十地 第 136条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果品により、土地 調書(様式第22号)及び物件調書(様式第23号)を作成するものとする。

# 第16章 検証

#### (検 証)

第147条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証(受 第137条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証(受 注者が、受注に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前 注者が、受注に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する 前に、 ■発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。 以下同 以下同じ。)を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第1710。)を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第17条に定 条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その 他につい ては、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

する。

# 第17章 その他

(提出書類等)

章から第16章に定めるもののほか、別記3に定めるものとする。

# 第19章 農業農村整備

## 第1節 総則

(趣旨等)

- 第149条 本章は農業農村整備事業の用に供する土地等を取得し、又は使用する(以下「取得等」第139条 本章は農業農村整備事業の用に供する土地等を取得し、又は使用する(以下「取得 るものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指 2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指 とし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

## (用語の定義)

- 第150条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- 「調査区域」は第1章第2条第1号によるものとする。
- 「権利者」は第1章第2条第2号によるものとする。
- 三 「監督職員」は第1章第2条第3号によるものとする。
- 四 「検査職員」は第1章第2条第4号によるものとする。
- 五 「主任技術者」は第1章第2条第5号によるものとする。
- 六 「指示」は第1章第2条第6号によるものとする。
- 七 「協議」は第1章第2条第7号によるものとする。
- 八 「報告」は第1章第2条第8号によるものとする。
- 九 「調査」は第1章第2条第9号によるものとする。
- 十 「調査書等の作成」は第1章第2条第10号によるものとする。
- 十一 「基準」は第1章第2条第11号によるものとする。
- 十二 「運用方針」は、第1章第2条第12号によるものとする。
- 十三 「取扱」は第1章第2条第13号によるものとする。
- 十四 「精度監理」は第1章第2条第14号によるものとする。

#### (基本的処理方針)

第151条 基本的処理方針は第1章第3条によるものとする。

#### (用地調査等の区分)

第152条 用地調査等の区分は第1章第4条によるものとする。

## (業務従事者)

第153条 業務従事者は第1章第5条によるものとする。

# 第2節 用地調査等の基本的処理方法

#### (用地調査等の基本的処理方法)

第154条 用地調査等の基本的処理方法は第2章第6条~第24条によるものとする。

# 第3節 権利調査

|第<mark>148条</mark> 用地調査等を実施するにあたり、受注者又は発注者が相手方に提出する書類は、第 2|第 138条 用地調査等を実施するにあたり、受注者又は発注者が相手方に提出する書類は、第 2 章から第15章に定めるもののほか、別記3に定めるものとする。

# 第18章 農業農村整備

## 第1節 総則

(趣旨等)

という。) にあたり必要となる建物その他の工作物等(以下「建物等」という。) の調査及び【等」という。) にあたり必要となる建物その他の工作物等(以下「建物等」という。) の調査 移転補償額等の算定並びに土地等の取得等に係る業務(以下これらの業務を「用地調査等」 及び移転補償額等の算定並びに土地等の取得等に係る業務(以下これらの業務を「用地調査 等」 という。)を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定め上という。)を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を一定める ものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるもの 示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるもの と し、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

## (用語の定義)

- 第140条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- 「調査区域」は第1章第2条第1号によるものとする。
- 「権利者」は第1章第2条第2号によるものとする。
- 三 「監督職員」は第1章第2条第3号によるものとする。
- 四 「検査職員」は第1章第2条第4号によるものとする。
- 五 「主任技術者」は第1章第2条第5号によるものとする。
- 六 「指示」は第1章第2条第6号によるものとする。
- 七 「協議」は第1章第2条第7号によるものとする。
- 八 「報告」は第1章第2条第8号によるものとする。
- 九 「調査」は第1章第2条第9号によるものとする。
- 十 「調査書等の作成」は第1章第2条第10号によるものとする。
- 十一 「基準」は第1章第2条第11号によるものとする。
- 十二 「運用方針」は、第1章第2条第12号によるものとする。
- 十三 「取扱」は第1章第2条第13号によるものとする。
- 十四 「精度監理」は第1章第2条第14号によるものとする。

#### (基本的処理方針)

第141条 基本的処理方針は第1章第3条によるものとする。

# (用地調査等の区分)

第142条 用地調査等の区分は第1章第4条によるものとする。

## (業務従事者)

第143条 業務従事者は第1章第5条によるものとする。

# 第2節 用地調査等の基本的処理方法

#### (用地調査等の基本的処理方法)

第144条 用地調査等の基本的処理方法は第2章第6条~第24条によるものとする。

# 第3節 権利調査

# 1. 調査

(調 査)

第155条 調査は第3章第25条~第30条の2によるものとする。

### 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第156条 調査書等の作成は第3章第31条~第32条によるものとする。

#### 3. 登記資料収集整理等

(登記資料収集整理)

する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。

## (地積測量図等の作成)

積の更正等を必要と認められる場合には、地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。 (協議)

衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けるものと する.

### (青 務)

書を提出し、登記済証書の交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

# 第4節 用地測量

### (用地測量)

第161条 用地測量は第4章第33条~第45条によるものとする。

# 第5節 土地評価

### (土地評価)

第162条 土地評価は第5章第46条~第51条によるものとする。

#### 第6節 建物等の調査

### 1. 調査

(建物等の調査)

第163条 建物等の調査は第6章第52条~第63条によるものとする。

#### 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第164条 調査書等の作成は第6章第64条~第74条によるものとする。

#### 3. 算定

(算定)

第165条 算定は第6章第75条~第86条によるものとする。

#### 第7節 営業その他の調査

#### (営業その他の調査)

第166条 営業その他の調査は第7章第87条~第92条によるものとする。

### 1. 調査

# (調 査)

第 145条 調査は第3章第25条~第30条の2によるものとする。

#### 2. 調査書等の作成

#### (調査書等の作成)

第146条 調査書等の作成は第3章第31条~第32条によるものとする。

#### 3. 登記資料収集整理等

#### (登記資料収集整理)

第1<mark>57</mark>条 登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定 第147条 登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定 する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。

# (地積測量図等の作成)

第<mark>158</mark>条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地|第 148 条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は 地積の更正等を必要と認められる場合には、地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。

第1<mark>59</mark>条 受注者は、本章第 157 条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折 第 149 条 受注者は、本章第 149 条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折 衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けるものとす

### (青 務)

第160条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所等に対し嘱託 第150条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所等に対し嘱託 書を提出し、登記済証書の交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

# 第4節 用地測量

### (用地測量)

第 151 条 用地測量は第 4 章第 33 条~第 45 条によるものとする。

# 第5節 土地評価

### (土地評価)

第 152 条 土地評価は第 5 章第 46 条~第 51 条によるものとする。

#### 第6節 建物等の調査

### 1. 調査

#### (建物等の調査)

第 153 条 建物等の調査は第 6 章第 52 条~第 63 条によるものとする。

## 2. 調査書等の作成

# (調査書等の作成)

第 154 条 調査書等の作成は第 6 章第 64 条~第 74 条によるものとする。

# 3. 算定

#### (算定)

第 155 条 算定は第 6 章第 75 条~第 86 条によるものとする。

#### 第7節 営業その他の調査

#### (営業その他の調査)

| 第 156 条 | 営業その他の調査は第 7 章第 87 条~第 92 条によるものとする。

#### 第8節 消費税等調查

(消費税等調査)

第167条 消費税等調査等は第8章第93条~第95条によるものとする。

#### 第9節 予備調査

1. 調査

(調 査)

第168条 調査は第9章第96条~第100条によるものとする。

2 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第169条 調査書等の作成は第9章第101条~第104条によるものとする。

3. 算定

(補償概算額の算定)

第170条 補償概算額の算定は第9章第105条によるものとする。

# 第10節 移転工法案の検討

1. 調査

(調 査)

第171条 調査は第10章第106条~第108条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第172条 調査書等の作成は第10章第109条~第111条によるものとする。

# 第11節 再算定業務

(再算定業務)

第173条 再算定業務は第11章第112条~第113条によるものとする。

第12節 補償説明

(補償説明)

第174条 補償説明は第12章第114条~第120条によるものとする。

第13節 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第175条 事業認定申請図書等の作成は第13章第121条~第134条によるものとする。

第14節 環境調査

(環境調査)

第176条 環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいう。

(調査の方法)

第177条 前条の調査は、別記7の環境調査要領及び監督職員に指示に基づき、現地を調査し、第167条 前条の調査は、別記7の環境調査要領及び監督職員に指示に基づき、現地を調査し、 次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

(1) 騒音測定結果一覧表 (様式第 33 号)

第8節 消費税等調查

(消費税等調査)

第157条 消費税等調査等は第8章第93条~第95条によるものとする。

第9節 予備調査

1. 調査

(調 査)

第 158 条 調査は第 9 章第 96 条~第 100 条によるものとする。

2 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第 159 条 調査書等の作成は第 9 章第 101 条~第 104 条によるものとする。

3. 算定

(補償概算額の算定)

第160条 補償概算額の算定は第9章第105条によるものとする。

第10節 移転工法案の検討

1. 調査

(調 査)

第 161 条 調査は第 10 章第 106 条~第 108 条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第 162 条 調査書等の作成は第 10 章第 109 条~第 111 条によるものとする。

第11節 再算定業務

(再复定業務)

第 163 条 再算定業務は第 11 章第 112 条~第 113 条によるものとする。

第12節 補償説明

(補償説明)

第 164条 補償説明は第 12 章第 114条~第 120条によるものとする。

第13節 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第 165 条 事業認定申請図書等の作成は第 13 章第 121 条~第 134 条によるものとする。

第14節 環境調査

(環境調査)

第166条 環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいう。

(調査の方法)

次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

(1) 騒音測定結果一覧表 (様式第 33 号)

- (2) 振動測定結果一覧表 (様式第 34 号)
- (3) 井戸調査表 (様式第 35 号)

## 第15節 保安林解除等申請図書の作成

# (保安林解除等申請図書の作成)

- の作成をいう。
- 2 保安林解除申請図書作成とは、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 27 条及び同法施行規 2 保安林解除申請図書作成とは、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 27 条及び同法施行規則 則第15条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいう。
- 2416 号) 第7条及び同法施行規則第14条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係 書面を作成することをいう。

### (事業計画の説明)

計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

# (現地踏杳)

第180条 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現 第170条 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現 地調査を行うものとする。

#### (保安林解除等申請図書の作成方法)

管理運営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条の定めるところに従うほか、別記8の 保安林解除等申請図書作成要領及び監督職員の指示により行うものとする。

# 第16節 地盤変動影響調査等

#### (地盤変動影響調査等)

第182条 地盤変動影響調査等は第14章135第~第144条 によるものとする。

# 第17節 写真台帳の作成

#### (写直台帳の作成)

第183条 写真台帳の作成は第15章第145条によるものとする。

#### 第18節 土地調書及び物件調書の作成等

#### (土地調書等の作成)

第184条 土地調書等の作成は第16章第146条によるものとする。

#### 第19節 検 証

# (検 証)

第185条 検証は第17章第147条によるものとする。

#### 第20節 その他

#### (提出書類等)

第186条 提出書類等は第18章第148条によるものとする。

- (2) 振動測定結果一覧表 (様式第 34 号)
- (3) 井戸調査表 (様式第 35 号)

# 第15節 保安林解除等申請図書の作成

### (保安林解除等申請図書の作成)

- 第178条 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書 第168条 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書 の作成をいう。
  - 第15条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいう。
- 3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 2416 号) 第7条及び同法施行規則第14条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係 書面を作成することをいう。

### (事業計画の説明)

第179条 保安林解除等申請書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、┃第169条 保安林解除等申請書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、 計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

## (現地踏杳)

地調査を行うものとする。

# (保安林解除等申請図書の作成方法)

第181条 保安林解除等申請図書は、森林法第 27 条及び同法施行規則第 15 条並びに国有林野の | 第 171 条 保安林解除等申請図書は、森林法第 27 条及び同法施行規則第 15 条並びに国有林野の 管理運営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条の定めるところに従うほか、別記8の 保安林解除等申請図書作成要領及び監督職員の指示により行うものとする。

# 第16節 写真台帳の作成

#### (写直台帳の作成)

第 172 条 写真台帳の作成は第 14 章第 135 条によるものとする。

#### 第17節 土地調書及び物件調書の作成等

#### (土地調書等の作成)

第 173 条 土地調書等の作成は第 15 章第 136 条によるものとする。

# 第18節 検 証

# (検 証)

第 174条 検証は第 16 章第 137 条によるものとする。

## 第19節 その他

# (提出書類等)

第175条 提出書類等は第17章第138条によるものとする。